

武豊町個別避難計画作成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の14に規定する個別避難計画作成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 武豊町地域防災計画に規定する災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため支援を要する高齢者、障がい者、その他町長が支援を必要と認める方で、生活の基盤が自宅にある方をいう。
- (2) 個別避難計画 避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう。
- (3) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (4) 避難支援者 個別避難計画に係る避難行動要支援者について、避難支援等を実施する者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、武豊町とする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、武豊町地域防災計画に規定する避難行動要支援者名簿に登録され、個別避難計画作成することについて、第8条第2項の規定による同意を得たものとする。

(個別避難計画の記載事項)

第5条 個別避難計画は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 氏名、自治会、生年月日、住所及び連絡先
- (2) 緊急時の家族等の連絡先、同居状況等、支援が必要な事由
- (3) 緊急時の支援団体又は支援者
- (4) 介護・福祉サービスの利用状況及び主な事業所
- (5) 地震等災害発生時の避難所、避難方法又は経路
- (6) 計画作成者

(個別避難計画の作成者)

第6条 町長は、個別避難計画の作成に当たり、次の各号いずれかに該当する者（以下「個別避難計画作成者」という。）に依頼することができる。

- (1) 町内各区の自主防災組織
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2に規定する介護支援専門員の登録を受けた者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業

の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 29 号)第 3 条第 1 項に規定する相談支援専門員

(作成手数料)

第 7 条 町長は、前条の規定により個別避難計画の作成を依頼したときは、作成件数に応じて、別表に掲げる額を個別避難計画作成者に支払うものとする。

(個別避難計画の作成)

第 8 条 個別避難計画作成者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める様式にて個別避難計画を作成しなければならない。

(1) 第 6 条第 1 項第 1 号に該当する者 個別避難計画 (自主防災組織用)

(様式第 1 号)

(2) 第 6 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する者 個別避難計画 (ケアマネジャー・相談支援専門員用) (様式第 2 号)

2 個別避難計画作成者は、事前に対象者及びその家族等 (以下「対象者等」という。) に対して個別避難計画の趣旨を説明し、対象者 (対象者の意思表示が困難な時はその家族等) から個別避難計画を作成することの同意を得なければならない。

(個別避難計画の訓練)

第 9 条 対象者等及び避難支援者は、計画に基づいた実地又は机上での定期的な避難訓練の実施に努めるものとする。

(個別避難計画の提出)

第 10 条 個別避難計画作成者は、作成後速やかに個別避難計画の原本を町長に提出し、副本を対象者等及び避難支援者に交付するものとする。

2 町長は、提出された個別避難計画の内容を確認し、補正すべき点等があるときは、個別避難計画作成者にその旨を報告し、再提出させるものとする。

(個別避難計画の管理)

第 11 条 個別避難計画の原本は、町長が保管するものとする。

2 個別避難計画の副本は、対象者等及び避難支援者が適切な場所において厳重に管理し、紛失したときは、速やかに町長に届けなければならない。

(個別避難計画の更新)

第 12 条 対象者等及び避難支援者は、個別避難計画に記載された事項に変更が生じた時は、町長に報告するものとする。

2 町長は、前項の報告を受けた時は、個別避難計画を更新するものとする。

3 個別避難計画の更新の手続きは、個別避難計画の作成の例による。

(作成手数料の請求及び支払)

第 13 条 個別避難計画作成者は、町が提出を求めた期日までに個別避難計画作成手数料請求書(様式第 3 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求日から 30 日以内に個別避難計画作成者に支払うものとする。

(秘密保持)

第 14 条 町、避難支援者及び個別避難計画作成者(次項において「町等」という。)は、災害時等の支援に関すること以外の目的で個別避難計画に記載され

ている情報を利用してはならない。

2 町等は、個別避難計画に記載されている情報について他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も同様とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

対象となる業務	手数料
第7条の規定による個別避難計画の作成	1件につき、7,000円
第12条の規定による更新の個別避難計画の作成	1件につき、2,300円